

質疑回答

件名	令和8年度小型二次電池等資源化業務委託(単価契約)	発注主管課名	資源循環推進課
質 疑		回 答	
<p>1. 募集要項 4参加資格 (1)本案件固有の条件ウ・エについて 最終処分が必要な場合、一般廃棄物処分業の許可を有すること…とありますが、一般廃棄物処理施設許可証に変えてご判断いただくことも可能でしょうか？ 一般廃棄物処分業は市町村によっては、民間には業許可を下ろさない場合もあります。</p>	<p>1. 本事業において最終処分を実施する事業者は、一般廃棄物処分業の許可を有している必要があります。</p>		
<p>2. 同上 一般廃棄物の収集運搬業の許可を有すること…とありますが同様の案件の場合、「業」ではなく「排出市町村からの本件に限定委託行為」として行うのがほとんどかと思えます。理由として積込場所の収集運搬業の許可だけでなく、中間処理及び最終処分それぞれの許可が必要になるなど非常に煩雑化しますし、地元以外の業者には許可は下ろさないなどの各受け入れ市町村側の考え方もある為、「委託」という形で対応することがほとんどです。 本件については「委託」対応はNGでしょうか？</p>	<p>2. 本事業において運搬のみを実施する事業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有している必要があります。 これは、委託対応とした場合も同様となります。 なお、一般廃棄物の収集運搬業の許可は、積込場所を含む市町村でなくとも可です。</p>		
<p>3. 契約関係について 業務に携わる全事業者の押印とした場合に、各社押印のルールもあり、会社押印が揃うまでにそれなりの日数を要することとなります。その点については、予めご理解、ご了承はいただけますでしょうか？</p>	<p>3. 契約の手続きについては、概ね1か月を見込んでいます。</p>		